

◇上尾市社会教育指導員設置規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
(定数) 第3条 指導員の定数は、 18人 以内とする。	(定数) 第3条 指導員の定数は、 <u>16人</u> 以内とする。